

訪問介護のご利用手引き

（概要版）



◆ご利用の前に…

訪問介護員（ヘルパー）は何でもできるわけではございません。



ケアマネジャーがそれぞれの方に必要な支援計画（ケアプラン）を作成し、それに基づきヘルパーはサービスを提供させていただきます。

◇ヘルパーができること

訪問介護は、ご利用者様が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることが出来るよう、訪問介護員（ヘルパー）がご利用者様の自宅を訪問し、サービスを行います。

【身体介護】…食事・排泄・入浴などの介護

【生活援助】…掃除・洗濯・買い物などの生活支援

※訪問介護は、40歳以上の国民が支払っている介護保険料をもとに運営している介護保険制度に準ずる福祉サービスということをご理解ください。

※訪問介護（ヘルパー）のサービスを受けるにあたっては、介護保険制度により定められているルールがあることをご理解ください。

◇ヘルパーができないこと

- ・医療行為にあたる行為
- ・直接ご利用者様の援助に該当しない行為
- ・大掃除・模様替え・窓のガラス磨き・網戸の掃除・排水溝の掃除等、日常的でない掃除
- ・ご利用者様宅のゴミの持ち帰りやゴミの処分
- ・車の洗淨、庭の草取り、花木の剪定、水やり等
- ・預金通帳・カード類のお預かり
- ・訪問介護員（ヘルパー）の車にご利用者様を乗せての移動
- ・ご利用者様の分以外の買物
- ・お酒、煙草、市販薬等、生活必需品ではない嗜好品の買い物・
遠方の買い物
- ・買い物支援等での料金の立替
- ・ペット関連（糞尿、エサ等）の世話
- ・ご利用者様の分以外の調理
- ・訪問介護員（ヘルパー）による食材・調味料の持ち込み
- ・消費期限切れの食材・調味料を使つての調理

介護保険が適用されるタクシーは、要支援1・2の方は対象ではないため、利用できません。

◇ご配慮いただきたいこと

- ・訪問介護員（ヘルパー）の訪問中はペットを繋いでおいていただくか、別の部屋に移動していただくようご配慮をお願いします。
- ・タバコの受動喫煙に対し、ご配慮、ご協力をお願いします。
- ・車で訪問する際に駐車場のご用意をお願いいたします。
- ・訪問介護員（ヘルパー）が時間内に作ることができる料理の品数でお願いします。

- ・訪問介護員（ヘルパー）はプロの清掃業者ではありません。
- ・訪問介護員（ヘルパー）は栄養士ではありません。

❖ サービス利用については、担当のケアマネジャーにご確認ください。





発行・制作 檀原市役所 長寿介護課

令和 6年10月15日

※ 複写・転売等は禁じます